

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
1	花巻市振興センター条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】振興センターの使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
2	花巻市技術振興会館条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】技術振興会館（松園振興センター）の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
3	花巻市大迫交流活性化センター条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】大迫交流活性化センター（大迫振興センター）の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
4	花巻市農業振興施設条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課、生涯学習課〕	【目的】農業振興施設の使用料を改正する。 一部の施設を指定管理とする。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 指定管理を行わせる施設を定めた別表に、新たな施設を追加する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		使用料：市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 指定管理：市の執行機関内部の事務処理に関するもの
5	石鳥谷国際交流施設条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】石鳥谷国際交流センター（好地振興センター）の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものであるため
6	石鳥谷八日市いきいき交流館条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】八日市いきいき交流館（八日市振興センター）の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
7	東和コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】東和コミュニティセンター（土沢振興センター）の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
8	東和高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】東和高齢者コミュニティセンター（小山田振興センター）の使用料を新規に制定。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
9	花巻市集会施設条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課、生涯学習課〕	【目的】浮田集会所（浮田振興センター）の使用料を新規に制定。（地域づくり課） 町井集会所の使用料を新規に制定。（生涯学習課） 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
10	花巻市石鳥谷生産物直売所条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】ピバハウスいしどりやの使用料を改正する。指定管理制度を導入する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。指定管理とするための所要の改正を行う。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		使用料：市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 指定管理：市の執行機関内部の事務処理に関するもの
11	花巻市自然休養村センター条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】花巻市自然休養村センターの使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成25年12月議会 ②施行日 平成25年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
12	花巻市むらの家条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】むらの家の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
13	花巻市トレーニングセンター条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課、生涯学習課、スポーツ振興課〕	【目的】農業者トレーニングセンターの使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
14	大迫労働安全衛生推進施設条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 地域づくり課〕	【目的】大迫労働安全衛生推進施設の使用料を改正する。 【内容】施設の類型毎に使用料を見直し、統一を図る。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
15	花巻市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 生涯学習課〕	【目的】第三次地域主権一括法による社会教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【内容】これまで法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準が削除され、地方公共団体の条例で定めることとされたことから、文部科学省令で定める基準を参酌して規定するもの。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年 3月定例会 ②施行日 平成26年 4月 1日施行 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(社会教育法の一部改正) ②法令改正施行日 平成26年 4月 1日施行	対象外		基準の根拠が国の法律から市条例に移るだけであり、基準そのものは従前と変わらないこと。 市民生活に殆んど影響を与えないこと。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
16	花巻市スポーツ施設条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 スポーツ振興課、地域づくり課〕	【目的】 スポーツ施設の使用料を改正する。 地域づくり課が所管する4施設について指定管理者制度を導入する。 【内容】 スポーツ施設の種類や規模、利用形態、維持管理経費に応じて、統一した時間帯区分・利用者区分・使用料等を規定する。 指定管理とするための所要の改正を行う。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		使用料：市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの 指定管理：市の執行機関内部の事務処理に関するもの
17	花巻市都市公園条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 スポーツ振興課〕	【目的】 スポーツ施設の使用料を改正する。 【内容】 スポーツ施設の種類や規模、利用形態、維持管理経費に応じて、統一した時間帯区分・利用者区分・使用料等を規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
18	花巻市自然休養村広場条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 スポーツ振興課〕	【目的】 スポーツ施設の使用料を改正する。 【内容】 スポーツ施設の種類や規模、利用形態、維持管理経費に応じて、統一した時間帯区分・利用者区分・使用料等を規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月議会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
19	花巻市スポーツキャンプむら条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 スポーツ振興課〕	【目的】 スポーツ施設の使用料を改正する。 【内容】 スポーツ施設の種類や規模、利用形態、維持管理経費に応じて、統一した時間帯区分・利用者区分・使用料等を規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
20	東和ふれあい広場条例の一部を改正する条例 〔まちづくり部 スポーツ振興課〕	【目的】 スポーツ施設の使用料を改正する。 【内容】 スポーツ施設の種類や規模、利用形態、維持管理経費に応じて、統一した時間帯区分・利用者区分・使用料等を規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日	対象外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
21	大迫多目的広場条例の一部を改正する条例 〔商工観光部 観光課〕	【目的】 大迫多目的広場（大迫カントリープラザ）内にあった膜（テント）構造体の付帯施設が、経年劣化により腐食が著しく危険な状態となっていたため、当該付帯施設を解体し、敷地全体を付帯施設のない多目的広場として利用することから所要の改正を行う。 【内容】 大迫多目的広場の付帯施設が皆無となり、利用形態が変更となることから「休館日」に関する規定を削除するとともに、「行為の制限」の規定を設け「使用料」の見直しを行う。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行	対象外		地域協議会に諮り、地元の合意が得られてから解体した。 本件条例改正は、解体撤去済みである構造物について関連規定の所要の改正を行うものであることから、対象外とする。 また、使用料の見直しについては「除外できるもの：オ」にあたる。

No.	計画及び条例等の名称	計画及び条例等の内容（特に必要と認め 市民参画を実施する場合はその理由）	重要	除外	除外する理由 （重要なものに該当しない理由）
22	花巻市公設地方卸売市場条例 の一部を改正する条例 〔農林水産部 畜産林務課〕	【目的】 消費税の改正に伴う使用料の改定 【内容】 消費税の率が改正されることに伴い、使 用料を改定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行 【法令等に基づく改正の場合】 ①名称 社会保障の安定財源の確保等を図る税制 の抜本的な改革を行うための消費税法の一 部を改正する等の法律 ②法令改正施行日 平成26年4月1日	対象 外		市税の賦課徴収その他金銭の徴収に 関するもの
23	消防長及び消防署長の資格の 基準を定める条例（制定） 〔消防本部 総務課〕	【目的】 第三次一括法による消防組織法の一部改 正に伴い、消防長及び消防署長の資格の基 準を市町村条例で定めることとされたも の。 【内容】 市町村の消防長及び消防署長の資格基準 を定める政令を参酌して規定する。 【議会及び施行日】 ①議会提案 平成26年3月定例会 ②施行日 平成26年4月1日施行 【法令等に基づく制定】 ①名称 地域の自主性及び自立性を高めるた めの改革の推進を図るための関係法律 の整備に関する法律（消防組織法の一 部改正） ②法令改正施行日 平成26年4月1日	対象 外		基準の根拠が国の法律から市条例に 移るだけであり、基準そのものは従 前と変わらないこと。 市民生活に殆んど影響を与えないこ と。